

平成27年 第2回
福岡県後期高齢者医療広域連合議会（定例会）

会議録【7月27日】

目 次

日時・場所	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明員	1
議事補助員	1
議事日程・会議に付した事件	1
開会・開議	2
日程第1 選挙第2号 議長の選挙	3
日程第2 議席の指定	3
日程第3 会議録署名議員の指名	4
日程第4 諸般の報告	4
日程第5 会期の決定	4
日程第6 選挙第3号 選挙管理委員及び補充員の選挙	5
日程第7 一般質問	6
日程第8 専決処分の報告及び議会の承認を求めることについて	
承認第2号 福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に 関する条例の一部改正について	1 6
承認第3号 福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に 関する条例の一部改正について	1 6
日程第9 議案第6号 平成26年度福岡県後期高齢者医療広域連合 一般会計歳入歳出決算	1 8
日程第10 議案第7号 平成26年度福岡県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	1 8
日程第11 議案第8号 福岡県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の 一部改正について	2 1
日程第12 議案第9号 福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の 一部改正について	2 2
日程第13 議案第10号 福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報 保護審査会条例の一部改正について	2 2
日程第14 同意第3号 副広域連合長の選任について	2 4
日程第15 同意第4号 監査委員の選任について	2 4
日程第16 請願第3号 後期高齢者医療制度の改善を求める請願書	2 5
日程第17 請願第4号 後期高齢者医療制度に関する請願	2 5
日程第18 請願第5号 後期高齢者医療制度の改善を求める請願書	2 5
日程第19 請願第6号 後期高齢者医療制度に関する請願	2 5
閉会	3 1
会議録署名	3 2

日時・場所

平成27年7月27日(月) 14時00分

ホテルレガロ福岡 3階レガロホール(A)

(福岡市博多区千代一丁目20番31号)

出席議員(27名)

1番 田中 元	10番 二場 公人	23番 井上 健作
2番 中村 義雄	11番 金子 健次	25番 三角 良人
3番 渡辺 徹	12番 中村 征一	26番 長崎 武利
4番 今林 ひであき	14番 田中 純	27番 古野 修
5番 中山 郁美	15番 松下 俊男	28番 徳島 眞次
6番 山口 剛司	17番 花田 鷹人	29番 井上 利一
7番 古賀 道雄	20番 有吉 哲信	30番 田頭 喜久己
8番 森 多三郎	21番 森田 俊介	31番 安丸 国勝
9番 鯉川 信二	22番 月形 祐二	33番 春本 武男

欠席議員(7名)

13番 鳩山 二郎	19番 小山 達生	34番 今富 壽一郎
16番 井本 宗司	24番 武末 茂喜	
18番 芦刈 茂	32番 渡邊 元喜	

説明員

広域連合長 井上 澄和、事務局長 森 修二、会計管理者 柚木 泰、
監査委員 阿部 澄男、事務局次長 福永 たつ子、
医療費適正化等担当次長 鳥巢 好孝、総務課長 岩隈 和則、
企画財政担当課長 浅井 真理子、事業課長 中原 一雄、
資格保険料担当課長 吉永 公一郎

議事補助員

書記 楠本 祐子、書記 松本 慎一

議事日程・会議に付した事件

日程第1 選挙第2号 議長の選挙
日程第2 議席の指定
日程第3 会議録署名議員の指名
日程第4 諸般の報告

- | | | |
|-------|--------------------------|---|
| 日程第5 | 会期の決定 | |
| 日程第6 | 選挙第3号 | 選挙管理委員及び補充員の選挙 |
| 日程第7 | 一般質問 | |
| 日程第8 | 専決処分の報告及び議会の承認を求めることについて | |
| | 承認第2号 | 福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について |
| | 承認第3号 | 福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について |
| 日程第9 | 議案第6号 | 平成26年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算 |
| 日程第10 | 議案第7号 | 平成26年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第11 | 議案第8号 | 福岡県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第9号 | 福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について |
| 日程第13 | 議案第10号 | 福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について |
| 日程第14 | 同意第3号 | 副広域連合長の選任について |
| 日程第15 | 同意第4号 | 監査委員の選任について |
| 日程第16 | 請願第3号 | 後期高齢者医療制度の改善を求める請願書 |
| 日程第17 | 請願第4号 | 後期高齢者医療制度に関する請願 |
| 日程第18 | 請願第5号 | 後期高齢者医療制度の改善を求める請願書 |
| 日程第19 | 請願第6号 | 後期高齢者医療制度に関する請願 |

■開会・開議（14時00分）

副議長（花田 鷹人）皆様、大変ご苦勞様です。副議長の花田でございます。

さて、平成27年4月30日に任期満了をもちまして、奥村守議長が退任されました。現在、議長が不在でありますので、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長の私が議長の職務を行います。

どうぞよろしくお願いたします。

ただいまから、平成27年第2回福岡県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

現在の出席議員数は、27名です。議員定数は34名で、定足数は17名です。

よって、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

議事の進行上、仮議席を指定いたします。仮議席は、ただいまご着席の議席といたし

ます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

■日程第1 選挙第2号 議長の選挙

副議長（花田 鷹人）日程第1選挙第2号「議長の選挙」を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと存じます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（花田 鷹人）ご異議なしと認めます。よって、議長の選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法につきましては、副議長において指名することとしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（花田 鷹人）ご異議なしと認めます。よって、副議長において指名することに決定いたしました。

それでは指名いたします。福岡県後期高齢者医療広域連合議会議長に、遠賀町議会の議長であります、27番、古野修議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名されました古野修議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（花田 鷹人）ご異議なしと認めます。よって古野修議員が議長に当選されました。古野議員が議長におられますので、本席から当選の告知をいたします。事務局は古野議員に告知書をお渡しください。それでは、古野議長に就任のご挨拶をお願いいたします。

議長（古野 修）ただいまご推挙いただき、議長という要職に就かせていただきます、遠賀町の古野でございます。

広域連合が担う後期高齢者医療制度の安定運営に向けて、議員の皆様方のご協力をいただきながら、円滑な議会運営に努めてまいり所存でございます。

議員の皆様方のご支援とご協力を重ねてお願い申し上げまして、簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。

副議長（花田 鷹人）ありがとうございました。以上をもちまして、副議長の職務を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。それでは古野議長、議長席をお願いいたします。

■日程第2 議席の指定

議長（古野 修）それでは、日程第2「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、現在ご着席の席をもって議席といたします。

■日程第3 会議録署名議員の指名

議長（古野 修）日程第3「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により、20番、有吉哲信議員、28番、徳島眞次議員を指名いたします。

■日程第4 諸般の報告

議長（古野 修）次に、日程第4「諸般の報告」を行います。

まず、議員異動の報告です。今回、新たに当選をされました方は、お手元に配布しております「議員異動報告書」のとおりです。

次に、例月出納検査及び定期監査の結果報告です。お手元に配付のとおり、監査委員から「平成26年12月から27年5月までの例月出納検査の報告」及び「平成26年4月から平成27年3月までの定期監査の報告」がっておりますので報告いたします。

次に、本日、議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長及びその他の関係職員の出席を求めましたので、報告いたします。

以上で、「諸般の報告」を終わります。

■日程第5 会期の決定

議長（古野 修）次に、日程第5「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日としたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（古野 修）ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決定しました。

次に、広域連合長から発言の申し出がっております。これを許可いたします。

井上広域連合長。

広域連合長（井上 澄和）皆様こんにちは。広域連合長の井上でございます。

議員の皆様におかれましては、ご多忙中にもかかわらずご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

広域連合議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

皆様もご承知のとおり、後期高齢者医療制度は、平成20年4月に施行以来、8年目を迎えたところでございます。

今月は、平成27年度賦課の保険料通知書や、8月1日からの一斉更新に向けて被保険者証等を被保険者の皆様に送付いたしましたが、大きな混乱もなく円滑な取組みができていたのではないかと考えております。

これもひとえに、議員の皆様をはじめ、構成市町村の皆様のご理解とご協力の賜物と、心から感謝申し上げます。

さて、国においては、後期高齢者医療制度について様々な議論が重ねられておりましたが、平成25年12月には改革の道筋を示した、いわゆる「プログラム法」が施行され、現在、この法律に基づき、後期高齢者医療制度を含めた社会保障全般の改革が進められているところでございます。

こうした中、本広域連合といたしましては、国の動向を注視しつつ適切な対応を図るとともに、被保険者の皆様が安心して必要な医療を受けることができるよう、引き続き、福岡県及び構成市町村と密接に連携・協力しながら、より一層、健全で効率的な制度運営に努めてまいります。

特に、本県の後期高齢者一人当たりの医療費は、平成14年度から12年連続して、全国で最も高いものとなっております。

本広域連合といたしましては、「第2期健康長寿医療計画」に基づき、訪問健康相談事業やジェネリック医薬品普及啓発促進事業など各種事業に積極的に取り組み、高齢者の健康づくりと医療費適正化を着実に進めてまいり所存でございます。

今後とも、議員の皆様をはじめ、関係の皆様のご指導、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、本日の定例会に提出しております議案でございますが、平成26年度「一般会計」及び「後期高齢者医療特別会計」の歳入歳出決算議案並びに条例改正議案など計5件を提出いたしております。

後ほど、提案理由及び内容の説明をさせていただきますが、議員の皆様におかれましては、何卒、慎重なるご審議をいただき、各議案について満場のご賛同を賜りますよう、お願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。

■日程第6 選挙第3号 選挙管理委員及び補充員の選挙

議長（古野 修）次に、日程第6選挙第3号「選挙管理委員及び補充員の選挙」です。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと存じます。これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（古野 修）ご異議なしと認めます。よって、選挙管理委員及び補充員の選挙の方法は、指名推選とすることに決定しました。

お諮りします。指名方法については、議長において指名することとしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（古野 修）ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

選挙管理委員に、中原貢氏、現、福岡市選挙管理委員、市丸宗雄氏、現、糸島市選挙管理委員、原口眞治氏、現、筑前町選挙管理委員、坂本俊二氏、現、桂川町選挙管理委員補充員を指名いたします。

補充員に、梅根徳次郎氏、現、嘉麻市選挙管理委員、楠原利春氏、現、うきは市選挙管理委員、中島誠氏、現、大刀洗町選挙管理委員、中村龍二氏、現、福智町選挙管理委員を指名いたします。

補充の順序は、市と町村ごとに今、申し上げました順序としたいと存じます。

なお、被指名者の所属政党等の重複はございません。

お諮りします。ただいま指名いたしました方々を、選挙管理委員及び補充員の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(古野 修) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました方々が選挙管理委員及び補充員に当選されました。

■日程第7 一般質問

議長(古野 修) 次に、日程第7「一般質問」を行います。

質問の回数は、会議規則第57条の規定により、同一議員につき3回までです。再質問を行う際は、挙手をして「議長」とお呼びください。また、質問の時間は、会議規則第50条第1項の規定により、同一議員につき、答弁時間を除き、3回合計で、15分以内といたしますので、ご了承ください。1分前に予鈴を鳴らします。5番、中山郁美議員。

5番(中山 郁美) 皆さん、こんにちは。日本共産党の福岡市議会議員中山郁美でございます。どうぞよろしくお願いたします。

一般質問を行わせていただきます。

後期高齢者医療制度は、高齢者を年齢で差別するものだとして、国民の中で大きな批判と反対が渦巻いていたにも拘わらず、2008年4月から強行導入された制度であります。

制度発足以来、2年ごとに改定された保険料が上がり続け、高齢者の生活を直撃し、1割の窓口負担と相まって医療を受ける権利さえ脅かされる事態となっております。

そこでまず、保険料に関わる問題についてお尋ねいたします。

1点目は、被保険者の生活実態についてです。

高齢者の生活においては、その主要な収入である年金は引き下げられ続け、昨年度からの消費税増税、さらにアベノミクスによる打ち続く物価高等によって、暮らしていけないとの悲鳴があがっております。年金削減、消費税増税、物価の上昇に加え、後期高齢者医療保険料の重い負担によって、生活に困窮する被保険者世帯は増大しているのではないかと思います。認識を伺います。

2点目は、本県における保険料の実態についてです。

制度発足以来、本県の保険料は総医療費が高いことなどを理由にして、全国的にみても非常に高い保険料が課されてきました。現行の保険料についてもその傾向は続いており、「なぜこんなに高いのか」、「年寄りいじめは止めてほしい」など、切実な思いが広がっています。そこで、本県の保険料の実態についての説明を求めるとともに、高すぎるといふ認識はないのかお尋ねいたします。

3点目は、後期高齢者医療財政安定化基金についてです。

本連合においては、制度発足以来、8か年のうち3か年、県の基金からの交付を受けてきました。その額は、2010年度、31億5,700万円余、2012年度、25億円余、2013年度、25億円余となっております。一方、造成、つまり積み増しについては、2008年度から2013年度まで6年連続で総額1,414億円あまり行われてきたものの、昨年度、初めてゼロとなりました。そこで、財政安定化基金の本来の役割、ならびに、2014・2015年度の保険料決定時における残高、ならびに、その際、県に基金の交付を求めなかったのかどうか答弁を求めます。また、2014年度決算における剰余金の状況と、今後の活用についてお尋ねいたします。

質問の第2は、保険料軽減の特例措置廃止問題と独自軽減についてです。

制度が発足されて以降も、重い保険料負担は大きな問題となり、低所得者を対象とした特例軽減措置がとられてきました。ところが、この措置が廃止されようとしています。連合として、この特例措置の必要性をどのように認識しているか、あわせて、廃止決定を受けて、当事者や医療現場、高齢者団体において広がっている懸念の声をどう受け止めているのかお尋ねいたします。また、県独自の保険料減免措置については、何故実施してこなかったのか説明を求めます。

質問の第3は、短期証の発行問題についてです。

本制度においては、保険料の滞納者に対しては正規保険証を交付せず、期限を区切った短期証に切り替える無慈悲なやり方が実行されております。本県における短期証発行の実数はどうなっているか、ならびに、滞納に至る理由をどう把握しているのかお尋ねいたします。また、短期証に切り替えられた方への影響についてどう考えているか答弁を求めます。

質問の第4は、請願審査のあり方についてです。

請願権は、国民に認められた政治参加の手法の1つであり、請願者の意思は、最大限尊重されたうえで審査に付されるべきものです。ところが、本連合においては、請願者の口頭による陳述は認められておらず、趣旨説明は、紹介議員が一括して行うという形がとられています。一体なぜなのか、改善する必要はないのかご所見を伺います。

以上で、1回目の質問を終わり、2回目以降は自席にて行います。

事務局長（森 修二）議長。

議長（古野 修）森事務局長。

事務局長（森 修二）事務局長の森でございます。どうぞよろしくお願いいたします。私からは、第1項目めの第4期（平成26・27年度）及び第5期（平成28・29年度）保険料について及び第2項目めの特例措置廃止の影響と独自の保険料減免制度の創設についてお答えさせていただきます。

まず、保険料及び被保険者の生活実態に関する質問についてでございます。

高齢者医療を社会全体で支える後期高齢者医療制度は、医療給付費の約9割を現役世代からの支援金と公費で賄い、残りの約1割を被保険者の皆様に保険料としてご負担いただく仕組みとなっております。

本広域連合では、構成市町村からの所得データ及び被保険者から提出していただいた簡易申告書等により被保険者の所得を把握した上で、保険料を決定しております。

年金のマイナス改定等があることは承知しておりますが、その上で、所得が少ない方の保険料につきましては、所得に応じた均等割及び所得割の軽減措置が国において制度化されており、個々の被保険者の所得の実態に応じた保険料が賦課されていると考えております。なお、平成27年度におきましては、本広域連合の被保険者全体の約65%の方が軽減の対象となっております。

次に、保険料の高さについての認識についてお答えいたします。

後期高齢者医療制度は医療費の一定割合を保険料で賄う仕組みであるため、高齢者の医療費が全国で最も高い福岡県の場合は、それを反映して、保険料の負担も全国平均に比べて高くなっております。

なお、平成26・27年度における全国の被保険者一人当たりの平均保険料の年額が68,014円のところ、本広域連合は79,924円で、全国で5番目に高くなっているところでございます。

次に財政安定化基金の役割及び剰余金の活用についてお答えいたします。

財政安定化基金は、都道府県に設置され、広域連合の給付増のリスクや保険料の徴収リスクによる財政不足等について、広域連合への資金の交付・貸付を行うことを目的に設置されています。

また、高齢者の医療の確保に関する法律等の改正が行われ、平成22年度から特例として、保険料の増加抑制のための活用が可能となっております。

平成26・27年度の保険料率改定に際しましては、福岡県が設置している財政安定化基金の活用について、国及び県と協議を重ねた結果、平成25年度に交付を受けた約25億円を含む剰余金約61億円を活用して、保険料率の増加抑制を図ったところでございます。

なお、平成25年度末の財政安定化基金の残高は61億378万5千円でございます。

剰余金の活用でございますが、平成26年度決算における剰余金につきましては、一般会計におきましては、1億1,891万2千円、後期高齢者医療特別会計におきましては、345億187万1千円でございます。

なお、特別会計の剰余金のうち、国や県へ返還する必要がある約195億円を除いた実質的な剰余金は、約150億円でございます。

剰余金の活用につきましては、平成27年度の医療給付費への充当や、次期2か年の保険料率改定において活用を検討してまいります。

次に、第2項目めの保険料の軽減特例措置廃止についてお答えいたします。

所得が少ない方に対する後期高齢者医療の保険料につきましては、国においてその負担を考慮し、所得に応じて均等割額を7割、5割、2割軽減する措置が制度化されております。

また、被用者保険の被扶養者であった方に対しましては、2年間、均等割を5割軽減する仕組みが設けられております。

今回、見直しを検討されておりますのは、後期高齢者医療制度の円滑な施行のために設けられた特例措置でございます。具体的には、均等割額7割軽減の被保険者に対して、9割又は8.5割を軽減する措置、また、被用者保険の被扶養者であった被保険者に対して、均等割を9割軽減する措置、所得が少ない方に対して所得割額の5割を軽減する措置であります。

厚生労働省は、平成29年度からこの特例措置を廃止し、原則的に本則に戻すとしておりますが、この見直しが行われた場合、本広域連合におきましては、平成27年度の被保険者を対象に試算をしますと、約59%、約37万人の方に影響があると認識しております。

次に、本広域連合独自の保険料減免制度の創設についてお答えいたします。

本広域連合では、災害や事業の休廃止、失業などの理由により保険料の納付が困難になった方に対し、条例による減免の措置を設けているところでございますが、さらに独自の保険料減免制度を設けることにつきましては、その財源を保険料や市町村負担金に求めることになるため、困難であると考えているところでございます。私からは以上でございます。

事務局次長（福永 たつ子）議長。

議長（古野 修）福永事務局次長。

事務局次長（福永 たつ子）事務局次長の福永でございます。私からは、保険料滞納者の実態と短期保険証の発行中止、請願人からの趣旨説明・口頭陳述の実施についてお答えいたします。

まず、短期被保険者証の交付につきましては、平成27年6月1日現在の短期被保険者証の交付状況は、2,514件で全被保険者の0.41パーセントとなっており、前年同様の交付状況0.43パーセントに比べ0.02ポイント減となっております。

また、後期高齢者医療の保険料につきましては、構成市町村において徴収事務を行っておりますので、窓口での納付相談などにおいて、滞納者への対応を行っているところでございます。

なお、短期被保険者証は、有効期限が短く設定されておりますが、期限以外は通常の被保険者証と同様のものであり、受診を抑制するものではないと考えております。

次に、請願審査の取扱いについてお答えいたします。

市町村等の普通地方公共団体の議会での請願への対応は、所管する委員会に付託し、審査されることが一般的ですが、特別地方公共団体である本広域連合の議会では、委員会が設置されておらず、本会議の場において、請願の審査が行われております。

広域連合議会においては、請願は会議規則の規定に基づき文書にて提出を求め、請願の採否を決定するにあたっては、「提出された請願書」にて審査できるもののご判断の上、必要に応じて、「紹介議員の説明」を求めるなど、十分な請願審査がなされていると認識しております。

なお、議事運営につきましては、広域連合議会において決定されるべき事項であり、正副議長はじめ、議員各位のご尽力により、今後とも適切な議会運営がなされるものと考えております。以上でございます。

5番（中山 郁美）議長。

議長（古野 修）5番、中山郁美議員。

5番（中山 郁美）2回目の質問を行わせていただきます。

まず、本県の保険料に関わる問題についてです。

保険料が適切かどうか判断するうえで、被保険者の負担能力を見ることは大前提であります。私は、生活に困窮する世帯が増大しているのではないかとお尋ねいたしましたが、まともな答弁をされませんでした。これはあまりにも無責任だと言わなければなりません。

75歳を超えた方々は、その大半は年金の収入に頼るしかありません。しかし、ついにマクロ経済スライドまで始まり、出る一方で大きな打撃になっております。むしり取られる各種負担は増える一方です。消費税の8パーセントもの負担に加え、この7月には、また食料品等の価格が上がりました。介護保険料についても、多くの自治体で引き上げが続いており、「節約も限界」、「長生きするのが辛い」という声さえ聞かれています。

す。

保険料負担をお願いする側の連合が、被保険者の生活実態さえまともに掴まない姿勢は許されず、改めるべきと思いますがご所見を伺います。

2点目は、保険料の実態についてです。

引き続き本県保険料が、全国トップレベルに高い水準にあり、これは、平均以上であることはお認めになりましたが、高すぎるとは言われませんでした。正確にいうとですね、前期が、均等割額が55,045円、所得割率は10.88パーセントで、いずれも全国トップでした。当然、これを引き下げるためにあらゆる努力を行うべきところ、60億円ある基金を1円も活用せず、なんと、保険料を引き上げ、今期は均等割額56,584円、所得割率11.47パーセントといずれも全国一の高さを更新いたしました。こういう姿勢はまさに許し難いと言わなければなりません。高い介護保険料と合わせれば、所得の1割に迫る負担となり、高齢者世帯にとっては負担の限界を超え、明らかに高すぎます。答弁では、医療費が高いので仕方がないかのような答弁をされましたが、この認識が大きな問題です。

被保険者は75歳以上の方々がほとんどです。健診に出かけるのも簡単ではない、運動せよと言っても単純にはいきません。加えて財布の紐も固くなり、食生活の改善どころではなく、長生きをしていただく方が増えれば、医療費は当然高くなるのです。

病院にかかることが問題かのような発想は改めなければなりません。被保険者は、長年、社会の発展に尽くされ、当然、税負担もしてこられた方々です。安心して医療を受けられる体制を整えることが社会の責任です。負担能力の限界を超えた保険料を押し付けるということは、行政がやってはならないことです。基金の活用も積み増しも県に求めず、全国一高い保険料をさらに引き上げたことは許されない姿勢だと思いますが、ご所見を伺います。また、剰余金が生じれば、当然、保険料の引き下げに活用すべきだと思いますが認識を伺います。

2つ目は、特例措置廃止と独自減免についてです。

特例措置の廃止については、「国が決めたこと」と当事者や関係者の不安の声に応えない答弁をされました。中には、これまでの10倍の保険料を強いられる方も出てくるのです。低所得の方々に対し、あまりにも酷いやり方です。国追従で、何も問題意識を持たない姿勢は極めて無責任ではありませんか。答弁を求めます。

独自減免についても、新たな制度は不必要かの答弁をされましたが、国が特例措置を廃止すれば、低所得者は、ますます保険料納付が困難になります。当面、県独自の手立てをとらなければ、払いたくても払えず、滞納者が増大することが避けられないと思

ますが答弁を求めます。

3つ目は、短期証問題についてです。

2,500人に上る方々が短期証に至る滞納の理由については述べられませんでした。これは従来から、相談の機会を確保するためと言われ、問答無用で機械的に短期証に切り替えられてきたというのが実態です。負担能力を超えた重い負担をはじめ、突発的な出費の増加など、それぞれの世帯に滞納の理由が存在しているはずで、滞納者一人一人の状況を把握し、親身な相談に乗ることが必要ではありませんか。ご所見を伺います。

短期証に切り替えられた方々への影響についても「関係ない」と言わんばかりの答弁でした。「あなたは滞納者だから短期証しか出せません。窓口に取りに来なさい。」こう言われる方々の気持ちはいかばかりでしょうか。滞納額について、「とても払えないのに窓口に行く勇気はない」との声も聞かれています。役所にいかなければ、短期証を交付されるまでタイムラグが生じ、この方々はつまり、医療を受けられない状態に置かれてしまうということではありませんか。お尋ねいたします。

4つ目は、請願のあり方についてです。

請願者自身からの口頭陳述や趣旨説明を認めていない理由については、「文書が出ているから」などと言われましたが、これは理由になりません。「委員会制をとっていないから」というのも道理がありません。これでは、議会の怠慢であります。

また、現在のやり方においては、実質、紹介議員が請願者に成り代わって趣旨説明をすることになっており、趣旨説明を行った議員は、質疑をする権利が奪われている状況になっております。現行の請願審査のあり方は、住民主権を脅かすとともに、請願権の制限・侵害にあたるやり方であり、問題があると思っておりますが、ご所見を伺います。また、結果的に、議員の質問権をも奪うことにもなっているやり方は、改善されるべきではありませんか。答弁を求めます。以上で2回目の質問を終わります。

事務局長（森 修二）議長。

議長（古野 修）森事務局長。

事務局長（森 修二）まず、被保険者の生活実態の把握についてお答えいたします。

本広域連合におきましては、毎年度、被保険者の所得を把握した上で、保険料を決定しているところでございます。

さらに、所得が少ない方の保険料につきましては、所得に応じた均等割及び所得割の軽減措置を適用し、個々の被保険者の所得の実態に応じた保険料が賦課されていると考えております。

次に、保険料と基金の活用についてお答えいたします。

平成26・27年度の保険料率の改定の際には、福岡県が設置しています財政安定化

基金の活用について、国及び県と協議を重ねた上で、平成25年度に約25億円の基金の交付を受けておりますが、新たな基金への積み増しにつきましては、事業運営に要するリスクに対し、基金残高が十分にあるとの認識から行わないこととなったものでございます。なお、1人当たりの平均保険料は、当初、約7.5パーセントの増加が見込まれたところ、剰余金等の活用などにより、全国平均保険料の上昇幅が約1.8パーセントのところ、保険料の上昇幅を約1.4パーセントに抑えております。

次に、剰余金の活用についてお答えいたします。

平成28・29年度の保険料率の改定にあたりましては、平成27年度末の剰余金額を見込んだ上で、保険料率上昇抑制の財源としての活用を検討してまいりたいと考えております。

次に、保険料軽減の特例措置廃止についてお答えいたします。

特例措置の見直しにあたりましては、国は、急激な負担増となる者については、きめ細かな激変緩和措置を講ずるとしてしておりますが、現時点ではどのような内容になるのかは決定しておりません。

本広域連合といたしましても、保険料軽減措置見直しへの対応について、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて国要望を行ったところであります。

なお、本広域連合独自の保険料減免制度の創設につきましては、困難であると考えております。私のほうからは以上でございます。

事務局次長（福永 たつ子）議長。

議長（古野 修）福永事務局次長。

事務局次長（福永 たつ子）私からは、保険料滞納者の実態把握等並びに請願審査の取扱いについてお答えいたします。

まず、滞納者の実態把握等についてでございますが、保険料の徴収事務につきましては、構成市町村で実施しており、市町村においては納付相談などにより、滞納者の事情を把握するとともに、被保険者が保険料を納付することができない個々の状況に応じたきめ細かな対応に努めているところでございます。

また、短期被保険者証は、被保険者と接触して納付相談の機会を増やすために発行するものであり、有効期限が短く設定されているのみで、受診にあたりましては通常の被保険者証と同様であるため、受診の抑制につながるものではございません。

次に、「請願審査の取扱いが請願権の制限にあたるのではないか」というお尋ねについてですが、本広域連合議会における現在の請願の取扱いは、請願を拒むものではなく、請願権の制限・侵害にあたるとは考えておりません。

また、繰り返しになりますが、現在の請願審査の取扱いにつきましては、議事運営に

関する事項でありますので、広域連合議会において決定されるべき事項であると考えております。以上でございます。

5番（中山 郁美）議長。

議長（古野 修）5番、中山郁美議員。

5番（中山 郁美）3回目の質問に入らせていただきます。

まず、請願審査のあり方については、おかしな慣例は直ちに止めて改善しなければならないと思います。議会で決めることとの答弁でございましたが、これは、議長はじめ、議員各位のご協力をお願いしたいと思いますし、請願者からの口頭陳述・趣旨説明、さらには、議員の質問権が保障される運営へ、次回議会より改善されるよう求めておきたいと思いますので、そこも含めて答弁を求めたいと思います。

短期証の問題については、あくまでも、これまでの姿勢に固執されておりますけれども、これでは、実質、短期証は有効期限が短いだけで受診を制限するものではないとありますが、手元に交付されるまでの間のタイムラグが生じ、切れ目がない交付にはならない。これは、国民皆保険の根幹を脅かすものであると同時に、医療の必要性が高まる高齢者から正規の保険証をとりあげるやり方は本当に無慈悲で許せないことであります。悪質な滞納者はほとんどいらっしゃいません。払いたくても払えない、金融機関まで行けない等、何らかの事情がある方がほとんどです。したがって、滞納者に限らず、被保険者の生活実態を悉皆調査で把握するとともに、負担の限界を超えているなどの理由で滞納している世帯については、保険証を発行したうえで減免の適用を図るなど、医療を受ける権利を最優先にすべきではありませんか。ご所見を伺います。

特例措置廃止については、あくまでも静観する姿勢、そして、独自の減免制度は困難であるとの冷たい答弁をされましたが、これについては、廃止を中止するよう国に強く求めるとともに、負担増を回避する独自減免を創設すべきだと思いますが、答弁を求めます。

最後に保険料についてです。

基金を活用しなかったことについて、あれこれと言いつてをされました。抑制したと言われるが、結局、保険料は引き上げられました。61億円の基金を活用すれば、1人当たり1万円以上の引き下げが可能でした。これを活用しなかった連合と県の責任は極めて重いと言わなければなりません。次期保険料決定にあたっては、剰余金すべてを活用するとともに、財政安定化基金の積み増しと取り崩しを県に求め、高すぎる保険料の大幅な引き下げを行い、被保険者の生存権と医療を受ける権利を保障すべきではないかと思いますが、最後に責任ある答弁を求めて私の質問を終わります。

事務局次長（福永 たつ子）議長。

議長（古野 修）福永事務局次長。

事務局次長（福永 たつ子）それでは、請願審査の取扱い並びに保険料滞納者と短期保険証についてお答えいたします。

請願の取扱いにつきましては、「福岡県後期高齢者医療広域連合議会会議規則」の規定に基づいて行われております。本広域連合議会においては、議会運営委員会を組織しておらず、過去、会議規則に定めのない議会運営ルールを決定するに当たりましては、全議員のご意向を把握のうえ、ルール整備が行われております。

議事運営につきましては、広域連合議会において決定されるべき事項であり、今後とも適切な議会運営がなされていくものと考えております。

次に、保険料滞納者と短期保険証についてお答えいたします。

被保険者の生活実態を悉皆調査により把握することにつきましては、個々の被保険者の滞納の背景につきましては、収入や所得、預貯金等の資産等の状況、家族の状況など極めて複雑多様なものがあると想定され、これらを調査することは、現実的には困難であると考えております。今後とも、構成市町村において、被保険者からの納付相談などの機会を通じてきめ細かな対応に努めてまいります。

また、繰り返しになりますが、短期被保険者証は有効期限が短く設定されているものの、期限以外は通常の被保険者証と同様のものであり、受診の妨げとなるものではございません。

短期被保険者証の交付対象は、保険料の滞納額が調定額の10分の3を超える方としておりますが、分納誓約を誠実に履行されているなど、一定の条件に該当する方は、市町村の判断で、交付対象から除外しており、引き続き、公平公正な制度の運営に努めてまいります。以上でございます。

広域連合長（井上 澄和）議長。

議長（古野 修）井上広域連合長。

広域連合長（井上 澄和）連合長の井上でございます。私からは、まず、保険料軽減の特例措置及び本広域連合独自の保険料減免制度の創設についてお答えいたします。

保険料軽減特例措置の見直しについてでございますが、全国の広域連合と共同で、去る6月に国に対して直接要望書を手交し、意見交換を行ったところでございます。

要望においては、「低所得者等に対する保険料軽減特例措置については、その生活に影響を与える保険料とならないよう現行制度を維持すること。やむを得ず見直す場合は、国による丁寧な説明と周知を行い、被保険者の負担を最小限に抑え、急激な増加とならないよう、きめ細やかな激変緩和措置を講ずること」を強く求めたところでございます。

また、本広域連合独自の保険料減免制度の創設につきましては、広域連合において条例を制定し、災害や事業の休廃止、失業などの理由により保険料の納付が困難になった方に対する減免の制度を設けております。

繰り返しになりますが、さらに独自の保険料減免制度を設けることにつきましては、その財源を新たに保険料や市町村負担金に求めることになることから、極めて難しいと考えております。

最後に、次期保険料についてお答えいたします。

保険料の上昇抑制を図る上では、医療費を適正な水準に保つことが重要であると考えており、本広域連合といたしましては、医療費の伸びを抑制し、制度の安定運営を図るため、「健康づくりの推進」や「医療費の適正化」に取り組んでおります。

平成28・29年度の保険料率の算定にあたりましては、本広域連合の医療給付費や被保険者数を的確に推計していくとともに、保険料の増加抑制に向けた剰余金や財政安定化基金の活用などを総合的に検討し、今後、国・県との協議を行いながら、保険料率を決定してまいります。

本広域連合といたしましては、後期高齢者医療制度が、今後も増加する高齢者に対応して、安定した制度として継続できるよう努めてまいりたいと考えております。
議長（古野 修）通告のございました質問は以上ですので、これにて一般質問を終わります。

■日程第8 専決処分の報告及び議会の承認を求めることについて

承認第2号 福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する
条例の一部改正について

承認第3号 福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する
条例の一部改正について

議長（古野 修）次に、日程第8「専決処分の報告及び議会の承認を求めること」について、承認第2号及び承認第3号「福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正」について、その説明を求めます。森事務局長。

事務局長（森 修二）それでは、承認第2号をご説明させていただきます。

議案書「専決処分、条例改正関係」の1ページをお願いいたします。

承認第2号は、地方自治法第179条第1項の規定により、「福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正」について、専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

その理由でございますが、保険料軽減措置に係る所得判定基準について、高齢者の医

療の確保に関する法律施行令が改正されたことに伴い、本条例においても、所得の少ない者に係る保険料の減額の基準について所要の改正を行ったものでございます。

同施行令の施行日が平成27年4月1日であることから、議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分したものでございます。

2ページは、専決処分書でございます。平成27年3月25日付けで専決処分させていただいております。

3ページは、条例改正の内容でございます。具体的には、5割軽減基準の場合では、被保険者に乗ずる金額を24万5千円から26万円に、2割軽減基準の場合では、45万円から47万円に改めたものでございます。施行期日は平成27年4月1日でございます。

4ページ及び5ページは、新旧対照表でございます。

つづきまして、承認第3号をご説明させていただきます。6ページをお願いいたします。

承認第3号についても、前号と同様に地方自治法の規定により、「福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正」について、専決処分いたしましたので、承認を求めるとでございます。

その理由でございますが、後期高齢者医療制度の適用除外とする項目が「高齢者の医療の確保に関する法律施行規則」に追加され、条例中引用している法施行規則中の条文号数が繰り下げられたことに伴い、条例中の引用号数を繰り下げる所要の改正を行ったものでございます。

同施行規則の公布日及び施行日が平成27年6月23日であることから、議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分したものでございます。

7ページは、専決処分書でございます。平成27年6月23日付けで専決処分させていただいております。

8ページ及び9ページは、条例改正の内容及び新旧対照表でございます。

以上、承認第2号及び承認第3号の説明を終わらせていただきます。

議長（古野 修）承認第2号及び承認第3号について、質疑及び討論の通告はございませんので、これより採決をいたします。まず、承認第2号「福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正」について採決いたします。

お諮りします。本件を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（古野 修）ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

次に、承認第3号「福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正」について採決いたします。

お諮りします。本件を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（古野 修）ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

■日程第9 議案第6号 平成26年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計
歳入歳出決算

■日程第10 議案第7号 平成26年度福岡県後期高齢者医療広域連合
後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

議長（古野 修）次に、日程第9議案第6号「平成26年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算」及び、日程第10議案第7号「平成26年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」の2件を、一括して議題といたします。提案理由の説明を求めます。森事務局長。

事務局長（森 修二）議案第6号と議案第7号を併せて説明させていただきます。

始めに、平成26年度一般会計歳入歳出決算についてご説明させていただきます。恐れ入りますが、別冊議案書「平成26年度一般会計決算関係 後期高齢者医療特別会計決算関係」をお願いいたします。

3ページをお願いいたします。

議案第6号「平成26年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算」でございます。この議案は、地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計の決算を監査委員の審査意見を付けて議会の認定に付し、あわせて同条第5項の規定により平成26年度における主要な施策の成果を説明する書類等を提出するものでございます。

内容についてご説明いたします。

4ページ、5ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、予算現額45億4,287万1千円に対し、収入済額46億830万736円となっております。

次に歳出でございますが、支出済額は44億8,938万8,412円となっております。収入済額と支出済額との比較でございます1億1,891万2,324円は翌年度へ繰越すものでございます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

歳入の主なものをご説明いたします。

1款分担金及び負担金につきましては、市町村からの事務費負担金でございます。2款国庫支出金の収入では、高齢者医療制度円滑臨時特例交付金を40億5,528万4,700円歳入しているものでございます。4款財産収入は、臨時特例基金の預金利子でございます。6款繰入金の収入済額8,010万4,000円は、財政調整基金からの繰入金でございます。7款繰越金の収入済額1億4,674万3,633円は、前年度決算剰余金でございます。8款諸収入111万5,919円は職員住宅使用料等でございます。

歳出につきましては、12ページ以降の事項別明細書で説明させていただきます。

13ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費の支出済額64万7,950円は、広域連合議員の報酬及び議会開催のための会場使用料等が主なものでございます。2款総務費1項1目一般管理費の支出済額44億8,862万8,182円の主なものについてご説明いたします。備考欄1番目に記載しております職員給与関係費として2億8,038万1,266円を支出しております。4番目に記載しております財務・会計・財産管理関係費3,343万2,102円の主なものは、広域連合事務室の賃借料等2,009万1,189円を支出しております。5番目の広報関係費では、コールセンター運営委託料等として2,615万3,539円を支出しております。6番目の基金関係費41億3,897万9,744円は、臨時特例基金及び一般会計の決算剰余金の一部を財政調整基金へ積み立てたものでございます。

次に、2款2項1目選挙管理委員会費の支出済額3万2,220円は、選挙管理委員への報酬及び費用弁償でございます。同じく3項1目監査委員費の支出済額8万600円は、監査委員への報酬及び費用弁償でございます。

16ページをお願いいたします。

これは、実質収支に関する調書でございます。歳入総額46億830万1千円に対し、歳出総額44億8,938万9千円であり、差し引き額1億1,891万2千円は翌年度への繰越しとなっております。

以上、平成26年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

引き続き、平成26年度特別会計歳入歳出決算についてご説明させていただきます。恐れ入りますが、決算書の17ページをお願いいたします。

この議案は、地方自治法の規定により、後期高齢者医療特別会計の決算を監査委員の審査意見を付けて議会の認定に付し、あわせて主要な施策の成果を説明する書類等を提出するものでございます。

18ページ、19ページをお願いいたします。

歳入でございますが、予算現額6,937億7,907万3千円に対し、収入済額は7,118億2,805万7,991円となっております。

次に歳出でございますが、支出済額は6,773億2,618万6,044円となっております。収入済額と支出済額との比較345億187万1,947円は翌年度へ繰越すものでございます。

20ページ、21ページをお願いいたします。

歳入の主なものをご説明いたします。1款分担金及び負担金の収入済額1,146億8,893万8,847円は、市町村からの保険料、療養給付費、事務費の負担金でございます。2款国庫支出金1項国庫負担金、1,754億1,889万6,892円は、

療養給付費及び高額医療費の国の負担分でございます。2項国庫補助金の収入済額60億1億9,119万9,889円は、国の調整交付金が主なものでございます。

3款1項県負担金の収入済額557億5,711万3,520円は、療養給付費と高額医療費の県の負担分でございます。5款支払基金交付金の収入済額2,730億5,761万2,702円は、現役世代からの支援金でございます。9款繰入金の収入済額46億2,436万6,485円は、保険料軽減のため国から交付された高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を臨時特例基金に積み立て、特別会計に繰り入れたものでございます。10款繰越金の収入済額266億8,677万3,258円は、前年度決算剰余金でございます。11款諸収入12億4,394万2,800円の内、主なものは、3項雑入の第三者行為による納付金でございます。

歳出についてご説明いたします。30ページ以降の事項別明細書で説明させていただきます。

31ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費の支出済額は、124億7,628万9,532円でございます。主な経費といたしましては、備考欄の1番上に記載しております被保険者の健康づくり等に関する市町村補助金関係費として8,769万3,003円、2番目に記載しておりますレセプト点検関係費として1億4,539万1,805円、6番目の方に記載しておりますその他保険給付関係費として117億1,544万7,180円、9番目の電算関係費として2億4,983万58円を支出しております。次に2款保険給付費でございますが、これは保険者として病院等に支払う医療給付費等でございます。6,643億6,327万1,127円を支出しており、特別会計決算額の約98.1パーセントを占めております。その内訳は、30ページから33ページに記載しておりますように、1項療養諸費として6,570億1,962万3,735円、32ページ、33ページでございますが、2項高額療養費として63億1,530万7,392円、3項その他医療給付費として10億2,834万円を支出しております。次に32ページ下段の5款保健事業費の支出済額3億1,615万3,353円は健康診査実施に要する経費でございます。

36ページをお願いいたします。

これは、実質収支に関する調書でございます。歳入総額7,118億2,805万8千円に対して、歳出総額6,773億2,618万7千円であり、差し引き額345億187万1千円は翌年度への繰越しとなっております。

以上、平成26年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（古野 修）次に、監査委員から報告を求めます。阿部監査委員

監査委員（阿部 澄男）監査委員の阿部澄男でございます。監査報告を行わせていただきます。

去る7月7日に本広域連合の会議室におきまして、平成26年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について監査を実施いたしました。

監査にあたりましては、広域連合長から提出されました一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書につきまして、関係法令に基づいて作成されているか、予算が適正かつ効率的に執行されているかに着目し、関係諸帳簿及び証拠書類の検討と、併せて関係職員から内容を聴取いたしました。

監査の結果、平成26年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書及び関係書類は関係法令等に基づいて整備され、適正に作成されていると認められました。詳細につきましては、審査意見書をご参照いただきたいと思います。

今後の予算編成におきましては、給付費を含めた事業経費の見込みを精査するとともに、適正な執行管理に努め、事務の効率化を一層進め、最少の経費で最大の効果を追求することは勿論、国・県・市町村との連携を図りつつ、適正な保険財政の運営を要望し、監査報告といたします。以上でございます。

議長（古野 修）議案第6号及び議案第7号について、質疑及び討論の通告はございませんので、これより議案ごとに採決をいたします。

まず、議案第6号「平成26年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算」を採決いたします。

お諮りします。本件について、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（古野 修）ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり認定されました。

次に、議案第7号「平成26年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」を採決いたします。

お諮りします。本件について、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

議長（古野 修）ご異議がありますので、起立による採決を行います。

本件について、原案のとおり認定することに賛成の議員は、起立願います。

（賛成多数）

議長（古野 修）ありがとうございます。ご着席ください。賛成多数です。

よって、本件は原案のとおり認定されました。

■日程第11 議案第8号 福岡県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部改正について

■日程第12 議案第9号 福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の

一部改正について

■ 日程第 1 3 議案第 1 0 号 福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護
審査会条例の一部改正について

議長（古野 修）次に、日程第 1 1 議案第 8 号「福岡県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部改正について」から、日程第 1 3 議案第 1 0 号「福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について」の 3 件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。森事務局長。

事務局長（森 修二）それでは、議案第 8 号から議案第 1 0 号までを一括してご説明させていただきます。議案書「専決処分、条例改正関係」の 1 0 ページをお願いいたします。

まず始めに、議案第 8 号「福岡県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部改正」についてご説明させていただきます。

提案理由でございますが、これは、「行政手続法」の一部改正が行われ、処分及び行政指導に関する手続について、国民の権利利益の保護の充実に図るため、法律の要件に適合しない行政指導の中止等を求める制度及び法令に違反する事実の是正のための処分又は行政指導を求める制度が整備されたことに伴い、本条例についても同様の措置を講じるため必要な事項を定めるものでございます。

1 1 ページ及び 1 2 ページは、条例改正文でございます。

1 3 ページから 1 7 ページまでは、新旧対照表でございます。

新旧対照表で説明させていただきます。

文言整理のほか、1 6 ページの第 3 3 条中に「行政指導の方式の追加」を、第 3 4 条の 2 に「行政指導の中止等の求め」を、1 7 ページの第 3 4 条の 3 に「処分等の求め」を新たに規定するものでございます。

施行日は、公布の日からとするものでございます。

続きまして、議案第 9 号「福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正」についてご説明させていただきます。1 8 ページをお願いいたします。

提案理由でございますが、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」いわゆる「番号法」の制定により、今後、国民に個人番号が付され、社会保障、税、災害対策等の分野への活用が予定されているところでございます。

同法に、個人番号を含む特定個人情報の保護について特例が定められたことに伴い、本広域連合が保有する特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、必要な事項を定めるものでございます。

1 9 ページ及び 2 0 ページは、条例改正文でございます。

2 1 ページから 2 4 ページまでは、新旧対照表でございます。

新旧対照表で説明させていただきます。2 1 ページをお願いいたします。

第2条に特定個人情報等の用語の定義を新設するものでございます。また、同ページの第7条の2に保有特定個人情報の利用の制限について、22ページの第7条の3に特定個人情報の提供の制限についてを新設するものでございます。そのほか、特定個人情報、情報提供等記録の取扱いなどについて所要の改正を行うものでございます。

施行期日は、同法附則第1条第4号に掲げる規定の日でございます。

ただし、特定個人情報の提供の制限に関する規定は、同法附則第1条に掲げる規定の施行の日から、また情報提供等記録に関する規定は、同法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日でございます。

続きまして、議案第10号「福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正」についてご説明させていただきます。25ページをお願いいたします。

提案理由でございますが、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第27条第1項に規定する評価書の策定にあたり、個人情報の保護に関する学識経験のある者を含む合議制の機関等による第三者点検が義務づけられております。本広域連合におきましては、この第三者点検を本広域連合情報公開・個人情報保護審査会において実施することとするため必要な事項を定めるものでございます。

26ページは条例改正文でございます。第3条の所掌事務において評価書に関することを追加するものでございます。

施行期日は、公布の日からとするものでございます。

27ページは新旧対照表でございます。

以上、議案第8号から議案第10号までについての説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（古野 修）議案第8号から議案第10号について、質疑及び討論の通告はございませんので、これより議案ごとに採決をいたします。

まず、議案第8号「福岡県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部改正」について採決いたします。

お諮りします。本件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（古野 修）ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号「福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正」について採決いたします。

お諮りします。本件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

議長（古野 修）ご異議がありますので、起立による採決を行います。

本件について、原案のとおり可決することに賛成の議員は、起立願います。

（賛成多数）

議長（古野 修）ありがとうございます。ご着席ください。賛成多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号「福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正」について採決いたします。

お諮りします。本件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

議長（古野 修）ご異議がありますので、起立による採決を行います。

本件について、原案のとおり可決することに賛成の議員は、起立願います。

（賛成多数）

議長（古野 修）ありがとうございます。ご着席ください。賛成多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

■日程第14 同意第3号 副広域連合長の選任について

議長（古野 修）次に、日程第14同意第3号「副広域連合長の選任について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。井上広域連合長。

広域連合長（井上 澄和）同意第3号について、ご説明申し上げます。

議案書「人事案件関係」の1ページをご覧ください。

本案は、福岡県後期高齢者医療広域連合規約第12条第4項の規定に基づき、副広域連合長の選任について、議会の同意を求めるものでございます。

永原譲二氏は、現、大任町長であり、また、福岡県町村会の会長でもございます。

副広域連合長として、適任者と存じます。なにとぞ、ご同意を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（古野 修）同意第3号について、質疑及び討論の通告はございませんので、これより採決いたします。

お諮りします。本件について、原案に同意することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（古野 修）ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

■日程第15 同意第4号 監査委員の選任について

議長（古野 修）次に、日程第15同意第4号「監査委員の選任について」を議題といたします。地方自治法第117条の規定により、30番、田頭喜久己議員の退席を求めます。

（田頭議員退席）

議長（古野 修）提案理由の説明を求めます。井上広域連合長。

広域連合長（井上 澄和）同意第4号について、ご説明申し上げます。

議案書「人事案件関係」の2ページをご覧ください。

本案は、福岡県後期高齢者医療広域連合規約第16条第2項の規定に基づき、監査委員のうち広域連合議員から選任する者について、議会の同意を求めるものでございます。

田頭喜久己議員は、現、筑前町長であり、監査委員として、適任者と存じます。なにとぞ、ご同意を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（古野 修）同意第4号について、質疑及び討論の通告はございませんので、これより採決いたします。

お諮りします。本件について、原案に同意することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（古野 修）ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。退席中の田頭喜久己議員の入室を許可します。

（田頭議員入室、着席）

議長（古野 修）田頭議員が席に戻られましたので、田頭議員を監査委員に選任することに同意いたしましたことをお伝えいたします。

■日程第16 請願第3号 後期高齢者医療制度の改善を求める請願書

■日程第17 請願第4号 後期高齢者医療制度に関する請願

■日程第18 請願第5号 後期高齢者医療制度の改善を求める請願書

■日程第19 請願第6号 後期高齢者医療制度に関する請願

議長（古野 修）次に、日程第16請願第3号から日程第19請願第6号までを議題といたします。

紹介議員に、請願の趣旨の説明を求めます。5番、中山郁美議員。

5番（中山 郁美）請願文書表に基づきまして、請願第3号から第6号にわたって趣旨説明を行わせていただきます。

まず、請願第3号、「後期高齢者医療制度の改善を求める請願書」、これは福岡県社会保障推進協議会から提出されているものでございます。

高齢者の生活実態は、福岡県においても、後期高齢者医療保険料の相対的な上昇、あるいは介護保険料の改定によって大変厳しいものとなっております。そして、消費税増税という連続負担増の中で、ますます厳しさを増している状況であります。

その解決のためには、後期高齢者医療制度の廃止が最も有効な手段だと考えておりますが、制度は未だ現存・継続されている状況になっております。したがって、当面、以下7項目の事項を請願します。

- 1、これ以上保険料の引き上げは行わないでください。
- 2、低所得者に対し、福岡県独自の保険料と窓口負担の軽減制度を設けてください。
- 3、保険料未納者への「財産の差し押さえ」は行わないでください。
- 4、保険料未納の理由のみで、機械的に「短期保険証」発行は直ちにやめてください。

- 5、広域連合議会で、県民からの口頭陳述ができるようにしてください。
- 6、医療費のこれ以上の高騰を抑えるための手立てを、福岡県とともに検討してください。
- 7、保険料軽減の特例措置廃止は、多くの方が影響を受けます。影響を受けないようにするための具体的な対策について、提示してください。

続いて、請願第4号、福岡県高齢期運動連絡会から提出されている、「後期高齢者医療制度に関する請願」でございます。

2014年では、後期高齢者医療保険料は、均等割56,584円、所得割率11.47パーセントとなっており、11パーセントを超えているのは全国で福岡県だけあります。日本一高い保険料でありながら、引き下げを求める県民の願いにさらに背を向けるかのように、2014年、2015年の積立てすらもされず、保険料が引き上げられています。2項目を請願いたします。

- 1、高齢者の生活実態を再度調査し、適正な保険料にしてください。
- 2、後期高齢者医療財政安定化基金の取り崩しと適正な積立てを行うよう県にも要請してください。

続いて、請願第5号、全日本年金者組合福岡県本部から提出された、「後期高齢者医療制度の改善を求める請願書」であります。

2008年4月から75歳以上の高齢者などを対象として導入された後期高齢者医療制度でございますが、これは、高齢者にも応分の負担を求めると同時に、医療費全体の伸びを抑制することを狙いとしているものです。

高齢者の生活実態は、生活必需品の値上がりと年金引き下げ、消費税増税により生活が年々厳しくなっており、国民年金など低年金者は、高すぎる後期高齢者医療保険料や介護保険料が払えずに、滞納せざるを得ない高齢者が増えています。年金の引き下げに対しては、全国の地方裁判所に提訴がなされ、年金の引き下げをやめるよう求めた取り組みがなされています。

以上のことから、後期高齢者医療保険料を2年毎に引き上げることについては、中止していただきたいという前提の基に、4項目を請願されております。

- 1、保険料を引き上げないでください。
- 2、低所得者に対し、福岡県独自の保険料と窓口負担の軽減制度を設けてください。
- 3、保険料未納者への「財産差し押さえ」は行わないでください。
- 4、広域連合議会で、県民からの口頭陳述ができるようにしてください。

最後に、請願第6号、福岡・佐賀民医連共同組織連絡会から提出された「後期高齢者医療制度に関する請願」であります。

高すぎる後期高齢者医療保険料が追い打ちをかけ、保険料を払えず滞納する方がおられ、大変困難な状況が続いております。

全国で起こっている不服審査請求の内容や、口頭意見陳述の中でも、「全国一高い保

険料に納得できない」などの意見が述べられております。所得の低い方を対象にした、保険料軽減特例措置を段階的に廃止する方針さえ決定されてしまったという状況です。

したがって、4項目を請願されております。

- 1、人口の高齢化がすすむ中で、医療費がかかるはずの後期高齢者を保険から分離したこの制度は、高齢化がすすむに従い必然的に保険料の引き上げに直結するという、矛盾の大きい制度です。社会保障の基本理念である「相互扶助」「世代間扶養」を無視した後期高齢者医療制度について、福岡県後期高齢者医療広域連合議会として国に対して速やかに見直し、廃止を求めてください。
- 2、保険料の引き上げを止め、高過ぎる保険料を引き下げてください。
- 3、低所得者に対し、福岡県独自の保険料減免制度を設けてください。
- 4、高齢者は慢性的疾患を抱えており、受診の手控えは危険です。保険料未納者に対する短期保険証の発行を止め、正規の保険証をすべての高齢者に発行してください。

以上、4本の請願であります。議員各位の賛同を求めて趣旨説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（古野 修）本請願に対する執行部の参考意見を求めます。福永事務局次長。

事務局次長（福永 たつ子）それでは、請願第3号から第6号までに対する執行部の考え方につきまして、お手元の配付資料に沿ってご説明いたします。

なお、類似の項目につきましては、横断的に説明させていただきたいと思っております。そのため、順番が前後いたしますが、ご了解をお願いいたします。それでは、「請願項目に対する考え方」の1ページをお開き願います。

まず、「保険料に関すること」として、請願第3号、第4号、第5号、第6号から4項目が出ており、内容は、保険料を引き上げないこと、適正な保険料にすること、或いは保険料を引き下げること、というものでございます。

執行部の考え方でございます。

後期高齢者医療制度は、高齢者医療を社会全体で支える観点から、財源の約5割は国・県・市町村からの税、約4割は現役世代が加入する被用者保険や国保からの支援金、残り1割を保険料とする世代間の負担を明確にした制度であります。

平成26、27年度分の改定の際は、剰余金の活用などにより、全国平均の1.8パーセントを下回る約1.4パーセントに抑えております。

平成28、29年度分の算定にあたりましては、保険給付費などを推計のうえ、保険料の増加抑制に向け、剰余金や財政安定化基金の活用などを総合的に検討し、国・県との協議を経て保険料を決定いたします。

続きまして、請願第4号「財政安定化基金の取崩しと積立てを行うよう県に要請すること」について、執行部の考え方をご説明いたします。

2ページをお開きください。

財政安定化基金は、都道府県に設置され、広域連合の財政不足等に対する資金の交付

等を目的とし、平成22年度からは、保険料の増加抑制のための活用が可能となっております。

基金への積立て、すなわち拠出金は、法の規定により、国・県・広域連合が3分の1ずつ負担いたしますが、本広域連合からの拠出は保険料が財源となるため、被保険者の負担も考慮する必要がございます。

基金の活用に関しましては、国の方針や本広域連合の事情も勘案し、基金を運営する県と協議のうえ、適切に対応してまいります。

続きまして、請願第3号「保険料軽減の特例措置廃止により多くの方が影響を受けないよう、具体的な対策を提示すること」について、執行部の考え方を説明いたします。

保険料につきましては、均等割や所得割を軽減する制度が設けられており、見直しを検討されている特例措置は、記載のとおりでございます。

国においては、これらの特例措置を平成29年度から本則に戻す一方、急激な負担増に対する激変緩和措置を講ずることとしておりますが、具体的な内容については、現時点では決定されておられません。

本広域連合といたしましては、国の状況を注視するとともに、国に対し、広域連合の全国協議会を通じて、「保険料軽減特例措置については、現行制度を維持すること。やむを得ず見直す場合は、被保険者の負担を最小限に抑え、急激な増加とならないよう、きめ細やかな激変緩和措置を講ずること」を要望しております。

つづきまして、3ページをご覧ください。

請願第3号、第5号、第6号「低所得者に対し、福岡県独自の保険料と窓口負担の軽減制度、保険料減免制度を設けること」について、執行部の考え方を説明いたします。

低所得者に対する主な保険料軽減措置は記載のとおりで、様々な措置が実施されております。

また、窓口負担につきましてもきめ細かい設定があり、加えて、本広域連合では、災害等により保険料納付や窓口負担が困難となった方に対する減免や猶予制度を設けております。

独自の制度を設けることは、その財源を新たに保険料や市町村負担金に求めることとなるため、極めて難しいと考えております。

なお、低所得者に対する保険料の負担軽減等につきましては、引き続き、国等へ要望してまいります。

続きまして、請願第3号及び第5号「保険料未納者への『財産の差し押さえ』は行わないこと」について、執行部の考え方を説明いたします。

4ページをお開き願います。

保険料につきましては、法により、広域連合が賦課し、市町村が徴収を行うことになっており、滞納処分につきましても、市町村で実施しているところでございます。

本広域連合といたしましても、滞納者に対する早期の納付相談などをお願いしており

ますが、被保険者間の負担の公平性の観点から、資産が十分にあるにもかかわらず、納付に応じない滞納者に対する財産の差し押さえは、やむを得ないものであると考えております。

次に、「被保険者証に関すること」でございます。

請願第3号「保険料未納による機械的な『短期保険証』発行は直ちにやめること」及び請願第6号「高齢者は受診の手控えは危険。短期保険証を止め、正規の保険証を発行すること」につきまして、執行部の考え方を説明いたします。

短期被保険者証につきましては、国から、滞納被保険者と接触して納付相談の機会を増やすことが重要であるとして、短期証の交付による対応が求められているところでございます。

短期被保険者証は、有効期限が短く設定されておりますが、期限以外は通常の被保険者証と同様のものであり、受診を抑制するものではなく、また、分納誓約を誠実に履行されているなど、一定の条件に該当する方は、短期証の交付対象者から外しており、引き続き、公平公正な制度の運用に努めてまいりたいと考えております。

次に、5ページをご覧ください。

「医療費の適正化に関すること」でございます。

請願第3号「医療費のこれ以上の高騰を抑えるための手立てを、福岡県とともに検討すること」につきまして、執行部の考え方を説明いたします。

本広域連合では、健康長寿医療計画を策定し、健康づくりの推進と医療費の伸びを適正なものとするための医療費の適正化に取り組んでおります。

特に、健康づくりにつきましては、広報・啓発に加え、平成26年度からは、福岡県や構成市町村の協力で、ロコモ予防講習を実施するなど、県などとの連携を強化しているところでございます。

今後とも、福岡県や市町村との連携のもと、被保険者の皆様の健康増進と医療費の適正化に取り組んでまいります。

次に、「広域連合議会に関すること」でございます。

請願第3号及び第5号「広域連合議会で、県民からの口頭陳述ができるようにすること」について、執行部の考え方を説明いたします。

市町村等の議会での請願対応は、委員会への付託により審査するのが一般的ですが、本広域連合議会では、委員会が設置されておらず、本会議において請願審査が行なわれております。

議事運営につきましては、議会において決定されるべき事項であります。執行部の認識といたしましては、本広域連合議会におかれては、会議規則に基づき文書にて提出を求め、その採否決定にあたっては、「提出された請願書」にて審査できるものとご判断のうえ、「紹介議員の説明」を求めるなど、十分な請願審査がなされていると認識しているところでございます。

最後に、6ページをご覧ください。

請願第6号「医療費がかかる後期高齢者を分離したこの制度は、高齢化がすすむに従い保険料引き上げに直結する矛盾の大きい制度です。『相互扶助』や『世代間扶養』を無視したこの制度について、広域連合議会として国に対して速やかに見直し・廃止を求めること」につきまして、執行部の考え方をご説明いたします。

後期高齢者医療制度は、高齢者医療を社会全体で支える観点から、財源の約5割は税、約4割は現役世代が加入する被用者保険や国保からの支援金、残り1割を保険料とする、世代間の負担を明確にした制度であり、様々な議論を経て、本制度については「存続」との結論に至ったものと考えられます。

本広域連合といたしましては、引き続き、円滑な運営に取り組み、高齢者が安心して医療を受けることができる制度となるよう、国の動向等を注視していくとともに、状況に応じて必要な改善を行うよう、国などへ要望等を実施してまいりたいと考えております。請願項目に対する執行部の考え方につきましては、以上でございます。

議長（古野 修）請願第3号から請願第6号までについて、質疑及び討論の通告はございませんので、これより請願ごとに採決をいたします。

お諮りします。

請願第3号について、採択することに賛成の議員は、起立願います。

（起立少数）

議長（古野 修）ありがとうございました。ご着席ください。

起立少数です。

よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第4号について、採択することに賛成の議員は、起立願います。

（起立少数）

議長（古野 修）ありがとうございました。ご着席ください。

起立少数です。

よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第5号について、採択することに賛成の議員は、起立願います。

（起立少数）

議長（古野 修）ありがとうございました。ご着席ください。

起立少数です。

よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第6号について、採択することに賛成の議員は、起立願います。

（起立少数）

議長（古野 修）ありがとうございました。ご着席ください。

起立少数です。

よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

以上で、議事日程は、すべて議了いたしました。

お諮りします。本定例会において可決された各案件については、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについて、会議規則第39条の規定により、これを議長に委任願いたいと存じます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（古野 修）ご異議なしと認めます。よって、本定例会において可決された案件の条項等の整理については、議長に委任することに決定をいたしました。

■閉会（15時53分）

議長（古野 修）これもちまして、平成27年第2回福岡県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

会議録署名

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

福岡県後期高齢者医療広域連合議会議長

古 野 修

福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員

有 吉 哲 信

福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員

徳 島 眞 次